

4 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和 2 年分 給与と所得の源泉徴収票													
支払を受ける者		住所		徴収者番号									
A市××町1-23-9				〒									
税		氏名		会社名・名称		給与支払者の名称		国税 一部					
給料・賞与		11	800	000	9	850	000	1	660	000	1	273	900
(源泉)控除対象配偶者の有無		配偶者(特別) 控除 額の 額		所得控除対象健康保険料(配 収 者 を 除 く) 特 定 人 員 外 人 員 人 員		所得控除対象厚生年金保険料(配 収 者 を 除 く) 特 定 人 員 外 人 員 人 員		所得控除対象住民税(本 人 を 除 く) 特 別 其 他 人 員		所得控除 額の 額		所得控除 額の 額	
○		130 000											
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅ローン等特別控除の額							
900 000		100 000		50 000									

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	⑬	900,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	100,000
地震保険料控除	⑯	50,000
寡婦、ひとり親控除	⑰	0
勤労学生、障害者控除	⑱	0
配偶者(特別)控除	㉑	0
扶養控除	㉒	0
基礎控除	㉔	480,000
⑬から㉔までの計	㉕	1,530,000
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	
寄附金控除	㉘	
合計	㉙	1,530,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

第三表㉙欄へ(10ページ)

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和2年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和26年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成17年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことです。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことです。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和26年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

㉔ 基礎控除

あなたの令和2年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【配偶者(特別)控除額】

	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	48万円以下(控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
配偶者特別控除	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

【扶養控除額】

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

5 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所 A市×町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ
氏名 国税 一郎

収入金額
短期譲渡 一般分 ② 350,000
長期譲渡 一般分 ③ 240,000
先物取引 ④
山林 ⑤
退職 ⑥
所得金額
短期譲渡 一般分 ⑦ 152,500
長期譲渡 一般分 ⑧ 583,500
先物取引 ⑨
山林 ⑩
退職 ⑪
所得金額
短期譲渡 一般分 ⑫ 152,500
長期譲渡 一般分 ⑬ 583,500
先物取引 ⑭
山林 ⑮
退職 ⑯

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	350,000	2,400,000
収入金額	その他の収入 ②		
収入金額	小計(①+②) ③	350,000	2,400,000
必要経費又は譲渡損失	取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
必要経費又は譲渡損失	譲渡のための委託手数料 ⑤		16,500
必要経費又は譲渡損失	小計(④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,500
所得金額	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)(△を付けないで書いてください) ⑧		
所得金額	差引金額(③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,500
所得金額	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)(⑨欄が赤字の場合は△を付けて書いてください) ⑩		
所得金額	所得金額(⑨-⑩) ⑪	152,500	583,500
繰越控除後の所得金額	本年分を差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)(⑪欄が赤字の場合は△を付けて書いてください) ⑫		
繰越控除後の所得金額	繰越控除後の所得金額(⑪-⑫) ⑬	152,500	583,500

合計所得金額(6ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の 所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 第三表の 所得金額「⑨一般株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の 所得金額「⑩上場株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,500円
合計所得金額	10,586,000円

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄に記載した金額(6ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[⑳合計]欄に記載した金額(8ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額
= A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑤欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥④欄から⑦④欄までの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥④欄から⑦④欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,530,000円)が⑫欄の金額(9,850,000円)から引ききれっていますから、その残額である8,320,000円を⑦⑤欄に書き、⑥⑨欄、⑦⑦欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑦⑧欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑤欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
8,320,000円	× 0.23	- 636,000円	= 1,277,600円 (⑧③欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように⑦⑧欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額(⑦⑧欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	152,000円	× 0.15	= 22,800円
【上場株式等】	583,000円	× 0.15	= 87,450円
合計金額	22,800円	+ 87,450円	= 110,250円 (⑧⑥欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑥④							
長期譲渡	一般分	⑥⑤							
特定分	⑥⑥								
軽減課税	⑥⑦								
一般株式等の譲渡	⑥⑧					152,500	00		
上場株式等の譲渡	⑦⑦					583,500	00		
上場株式等の配当等	⑦⑧								
先物取引	⑦⑨								
山林	⑦⑩								
退職	⑦⑪								
総合課税の合計額(申告書第一表の⑫)	⑫					9,850,000	00		
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑳)	⑳					1,530,000	00		
課税される所得金額	⑦⑤					8,320,000	00		
⑥⑨対応分	⑦⑥						000		
⑦⑦対応分	⑦⑦						000		
⑦⑧対応分	⑦⑧					735,000	00		
⑦⑨対応分	⑦⑨						000		
⑦⑩対応分	⑦⑩						000		
⑦⑪対応分	⑦⑪						000		
⑦⑫対応分	⑦⑫						000		
⑦⑬対応分	⑦⑬						000		
⑦⑭対応分	⑦⑭						000		

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑤対応分	⑧③					1,277,600	00		
⑦⑥対応分	⑧④								
⑦⑦対応分	⑧⑤								
⑦⑧対応分	⑧⑥					110,250			
⑦⑨対応分	⑧⑦								
⑦⑩対応分	⑧⑧								
⑦⑪対応分	⑧⑨								
⑦⑫対応分	⑧⑩								
⑦⑬対応分	⑧⑪								
⑦⑭対応分	⑧⑫								
⑦⑮対応分	⑧⑬								
⑦⑯対応分	⑧⑭								
⑦⑰対応分	⑧⑮								
⑦⑱対応分	⑧⑯								
⑦⑲対応分	⑧⑰								
⑦⑳対応分	⑧⑱								
⑦㉑対応分	⑧㉑								
⑦㉒対応分	⑧㉒								
⑦㉓対応分	⑧㉓								
⑦㉔対応分	⑧㉔								
⑦㉕対応分	⑧㉕								
⑦㉖対応分	⑧㉖								
⑦㉗対応分	⑧㉗								
⑦㉘対応分	⑧㉘								
⑦㉙対応分	⑧㉙								
⑦㉚対応分	⑧㉚								
⑦㉛対応分	⑧㉛								
⑦㉜対応分	⑧㉜								
⑦㉝対応分	⑧㉝								
⑦㉞対応分	⑧㉞								
⑦㉟対応分	⑧㉟								
⑦㊱対応分	⑧㊱								
⑦㊲対応分	⑧㊲								
⑦㊳対応分	⑧㊳								
⑦㊴対応分	⑧㊴								
⑦㊵対応分	⑧㊵								
⑦㊶対応分	⑧㊶								
⑦㊷対応分	⑧㊷								
⑦㊸対応分	⑧㊸								
⑦㊹対応分	⑧㊹								
⑦㊺対応分	⑧㊺								
⑦㊻対応分	⑧㊻								
⑦㊼対応分	⑧㊼								
⑦㊽対応分	⑧㊽								
⑦㊾対応分	⑧㊾								
⑦㊿対応分	⑧㊿								
⑧⑰から⑧㉑までの合計(申告書第一表の㉑)	⑧㉑					1,387,850			

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

確定申告書B		F A 2 2 0 0	
姓	名	生年月日	3 3 8 0 1 1 2
姓	名	住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
姓	名	会社員	国税 一郎
姓	名	世帯主の氏名	国税 一郎
姓	名	世帯主との続柄	本人
姓	名	電話番号	000-XXXX-XXXX
姓	名	自治体番号	000-XXXX-XXXX
姓	名	課税される所得金額	⑫欄の金額(12-29)又は第三表上の⑫に対する税額又は第三表の⑫
姓	名	所得から差し引かれる金額	⑳欄の金額
姓	名	課税される所得金額	⑦⑤欄の金額
姓	名	⑥⑨対応分	⑦⑥欄の金額
姓	名	⑦⑦対応分	⑦⑦欄の金額
姓	名	⑦⑧対応分	⑦⑧欄の金額
姓	名	⑦⑨対応分	⑦⑨欄の金額
姓	名	⑦⑩対応分	⑦⑩欄の金額
姓	名	⑦⑪対応分	⑦⑪欄の金額
姓	名	⑦⑫対応分	⑦⑫欄の金額
姓	名	⑦⑬対応分	⑦⑬欄の金額
姓	名	⑦⑭対応分	⑦⑭欄の金額
姓	名	⑦⑮対応分	⑦⑮欄の金額
姓	名	⑦⑯対応分	⑦⑯欄の金額
姓	名	⑦⑰対応分	⑦⑰欄の金額
姓	名	⑦⑱対応分	⑦⑱欄の金額
姓	名	⑦⑲対応分	⑦⑲欄の金額
姓	名	⑦㉑対応分	⑦㉑欄の金額
姓	名	⑦㉒対応分	⑦㉒欄の金額
姓	名	⑦㉓対応分	⑦㉓欄の金額
姓	名	⑦㉔対応分	⑦㉔欄の金額
姓	名	⑦㉕対応分	⑦㉕欄の金額
姓	名	⑦㉖対応分	⑦㉖欄の金額
姓	名	⑦㉗対応分	⑦㉗欄の金額
姓	名	⑦㉘対応分	⑦㉘欄の金額
姓	名	⑦㉙対応分	⑦㉙欄の金額
姓	名	⑦㉚対応分	⑦㉚欄の金額
姓	名	⑦㉛対応分	⑦㉛欄の金額
姓	名	⑦㉜対応分	⑦㉜欄の金額
姓	名	⑦㉝対応分	⑦㉝欄の金額
姓	名	⑦㉞対応分	⑦㉞欄の金額
姓	名	⑦㉟対応分	⑦㉟欄の金額
姓	名	⑦㊱対応分	⑦㊱欄の金額
姓	名	⑦㊲対応分	⑦㊲欄の金額
姓	名	⑦㊳対応分	⑦㊳欄の金額
姓	名	⑦㊴対応分	⑦㊴欄の金額
姓	名	⑦㊵対応分	⑦㊵欄の金額
姓	名	⑦㊶対応分	⑦㊶欄の金額
姓	名	⑦㊷対応分	⑦㊷欄の金額
姓	名	⑦㊸対応分	⑦㊸欄の金額
姓	名	⑦㊹対応分	⑦㊹欄の金額
姓	名	⑦㊺対応分	⑦㊺欄の金額
姓	名	⑦㊻対応分	⑦㊻欄の金額
姓	名	⑦㊼対応分	⑦㊼欄の金額
姓	名	⑦㊽対応分	⑦㊽欄の金額
姓	名	⑦㊾対応分	⑦㊾欄の金額
姓	名	⑦㊿対応分	⑦㊿欄の金額
姓	名	⑧⑰から⑧㉑までの合計(申告書第一表の㉑)	⑧㉑欄の金額
姓	名	⑧⑰欄の金額	⑧⑰欄の金額
姓	名	⑧⑱欄の金額	⑧⑱欄の金額
姓	名	⑧㉑欄の金額	⑧㉑欄の金額
姓	名	⑧㉒欄の金額	⑧㉒欄の金額
姓	名	⑧㉓欄の金額	⑧㉓欄の金額
姓	名	⑧㉔欄の金額	⑧㉔欄の金額
姓	名	⑧㉕欄の金額	⑧㉕欄の金額
姓	名	⑧㉖欄の金額	⑧㉖欄の金額
姓	名	⑧㉗欄の金額	⑧㉗欄の金額
姓	名	⑧㉘欄の金額	⑧㉘欄の金額
姓	名	⑧㉙欄の金額	⑧㉙欄の金額
姓	名	⑧㉚欄の金額	⑧㉚欄の金額
姓	名	⑧㉛欄の金額	⑧㉛欄の金額
姓	名	⑧㉜欄の金額	⑧㉜欄の金額
姓	名	⑧㉝欄の金額	⑧㉝欄の金額
姓	名	⑧㉞欄の金額	⑧㉞欄の金額
姓	名	⑧㉟欄の金額	⑧㉟欄の金額
姓	名	⑧㊱欄の金額	⑧㊱欄の金額
姓	名	⑧㊲欄の金額	⑧㊲欄の金額
姓	名	⑧㊳欄の金額	⑧㊳欄の金額
姓	名	⑧㊴欄の金額	⑧㊴欄の金額
姓	名	⑧㊵欄の金額	⑧㊵欄の金額
姓	名	⑧㊶欄の金額	⑧㊶欄の金額
姓	名	⑧㊷欄の金額	⑧㊷欄の金額
姓	名	⑧㊸欄の金額	⑧㊸欄の金額
姓	名	⑧㊹欄の金額	⑧㊹欄の金額
姓	名	⑧㊺欄の金額	⑧㊺欄の金額
姓	名	⑧㊻欄の金額	⑧㊻欄の金額
姓	名	⑧㊼欄の金額	⑧㊼欄の金額
姓	名	⑧㊽欄の金額	⑧㊽欄の金額
姓	名	⑧㊾欄の金額	⑧㊾欄の金額
姓	名	⑧㊿欄の金額	⑧㊿欄の金額
姓	名	⑨⑰欄の金額	⑨⑰欄の金額
姓	名	⑨⑱欄の金額	⑨⑱欄の金額
姓	名	⑨㉑欄の金額	⑨㉑欄の金額
姓	名	⑨㉒欄の金額	⑨㉒欄の金額
姓	名	⑨㉓欄の金額	⑨㉓欄の金額
姓	名	⑨㉔欄の金額	⑨㉔欄の金額
姓	名	⑨㉕欄の金額	⑨㉕欄の金額
姓	名	⑨㉖欄の金額	⑨㉖欄の金額
姓	名	⑨㉗欄の金額	⑨㉗欄の金額
姓	名	⑨㉘欄の金額	⑨㉘欄の金額
姓	名	⑨㉙欄の金額	⑨㉙欄の金額
姓	名	⑨㉚欄の金額	⑨㉚欄の金額
姓	名	⑨㉛欄の金額	⑨㉛欄の金額
姓	名	⑨㉜欄の金額	⑨㉜欄の金額
姓	名	⑨㉝欄の金額	⑨㉝欄の金額
姓	名	⑨㉞欄の金額	⑨㉞欄の金額
姓	名	⑨㉟欄の金額	⑨㉟欄の金額
姓	名	⑨㊱欄の金額	⑨㊱欄の金額
姓	名	⑨㊲欄の金額	⑨㊲欄の金額
姓	名	⑨㊳欄の金額	⑨㊳欄の金額
姓	名	⑨㊴欄の金額	⑨㊴欄の金額
姓	名	⑨㊵欄の金額	⑨㊵欄の金額
姓	名	⑨㊶欄の金額	⑨㊶欄の金額
姓	名	⑨㊷欄の金額	⑨㊷欄の金額
姓	名	⑨㊸欄の金額	⑨㊸欄の金額
姓	名	⑨㊹欄の金額	⑨㊹欄の金額
姓	名	⑨㊺欄の金額	⑨㊺欄の金額
姓	名	⑨㊻欄の金額	⑨㊻欄の金額
姓	名	⑨㊼欄の金額	⑨㊼欄の金額
姓	名	⑨㊽欄の金額	⑨㊽欄の金額
姓	名	⑨㊾欄の金額	⑨㊾欄の金額
姓	名	⑨㊿欄の金額	⑨㊿欄の金額
姓	名	⑩⑰欄の金額	⑩⑰欄の金額
姓	名	⑩⑱欄の金額	⑩⑱欄の金額
姓	名	⑩㉑欄の金額	⑩㉑欄の金額
姓	名	⑩㉒欄の金額	⑩㉒欄の金額
姓	名	⑩㉓欄の金額	⑩㉓欄の金額
姓	名	⑩㉔欄の金額	⑩㉔欄の金額
姓	名	⑩㉕欄の金額	⑩㉕欄の金額
姓	名	⑩㉖欄の金額	⑩㉖欄の金額
姓	名	⑩㉗欄	